

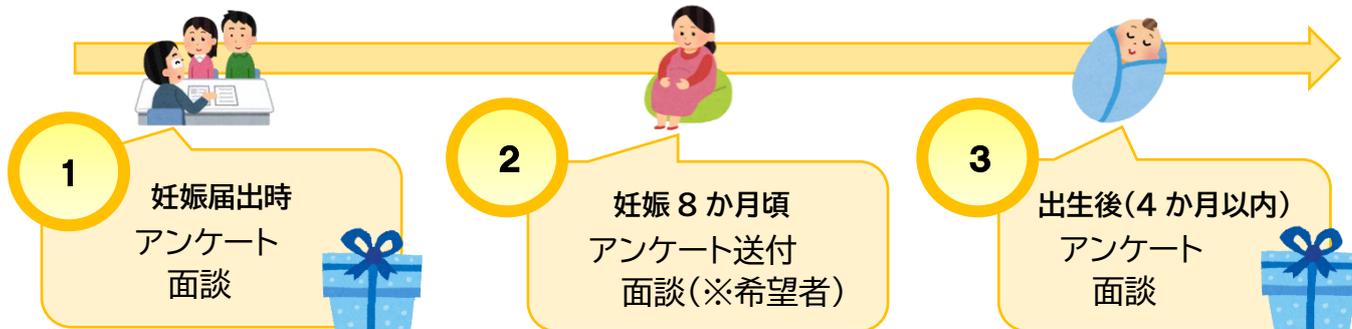
綾部市出産・子育て応援事業のおしらせ

経過措置

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した身近な相談支援と、経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を一体的に実施する、出産・子育て応援事業を行います。

①相談支援～妊娠期から出産後の相談をより充実させます～

それぞれの時期にアンケートと面談を実施し、お話を伺いながら出産や育児について支援します。



②経済的支援～出産・子育て応援ギフトを支給します～

対象者

・申請時点で綾部市に住所を有し、下記表のいずれかにあてはまる方。(所得制限はありません)

申請の流れ

・受給には、アンケートへの回答(面談)と所定の申請書による申請が必要です。

申請を受理後、1～2 か月後に指定された振込口座に振り込みます。

支給対象者	内容	申請方法	申請期間
令和7年3月31日までに妊娠届を提出した妊婦(※1) (1回の妊娠につき5万円)	出産応援ギフト (5万円相当)	妊娠届出時に保健師等が面談をし、アンケートと申請書を記入。 ※妊娠届出を妊婦以外の方が行った場合は、後日妊婦本人と面談させていただきます。	妊娠中
令和7年3月31日までに出生した児の保護者 (児1人につき5万円)	子育て応援ギフト (5万円相当)	出生後の「こんにちは赤ちゃん訪問」時に面談をし、アンケートと申請書を記入。	生後4か月まで

※1) 災害等やむを得ない事情により申請ができなかった場合が対象です。それ以外の事情により給付申請が令和7年度になる場合は、新制度「妊婦のための支援給付」の対象となります。

<注意事項>

- ・災害等やむを得ない事情で申請が遅滞した場合には申請期間が延長されますが、申請期間は最大で令和8年3月30日までです。
- ・他の市町村で出産・子育て応援ギフト(現金やクーポン等)の支給を受けた方は対象外です。
- ・妊娠届出後に流産・死産等された場合は出産応援ギフト、出生届出後に死亡された場合は子育て応援ギフトの対象となります。



よくあるご質問

●出産・子育て応援ギフトってなんですか？

妊娠届出時と出生後の2回にわたり給付金を支給する経済的支援です。出産応援ギフト・子育て応援ギフトそれぞれ対象者1人当たり5万円を支給しています。

令和7年度から子ども・子育て支援法に「妊婦支援給付金」として制度化されることになり、現事業は令和8年3月31日に終了します。対象者は申請期間内に申請をしていただくようお願いいたします。

●双子の場合は、申請や給付金額はどうなりますか？

出産応援ギフトは、多胎妊娠の場合でも妊婦1人（5万円）の支給となります。子育て応援ギフトは、10万円の支給となります。（5万円×2人）

●近々転出する予定があります。出産・子育て応援ギフトの申請はどちらの市町村にすればよいですか？

申請者が申請日時点で居住する住所地の市町村に申請してください。**綾部市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできませんのでご注意ください。また、市町村により支給の内容は異なります。**

●綾部市に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、綾部市・里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

里帰り先から綾部市へ戻られたあと面談をさせていただきます。住民票がある綾部市に子育て応援ギフトの申請をしてください。

●流産・死産した場合や、出産後に赤ちゃんがなくなった場合に、出産・子育て応援ギフトは受け取れますか？

出産応援ギフトは、妊娠届出後に流産・死産・人工中絶された場合でも受け取ることができます。子育て応援ギフトは、出産後に赤ちゃんがお亡くなりになった場合でも受け取ることができます。

●DV（配偶者暴力）などにより、やむを得ず、住民票を元の市町村から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ出産・子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

問い合わせ先

綾部市子ども支援課母子保健担当

住所：綾部市青野町東馬場下15番地の6 TEL：0773-42-0020

Mail：kodomoshien@city.ayabe.lg.jp FAX：0773-42-5488